

各位

平成23年10月28日

会社名 株式会社オートリ

代表者名 代表取締役社長 江藤 克己

(コード：3411)

問合せ先責任者 取締役常務執行役員 大田 正和

(TEL. 03-3230-7110)

## 支配株主である株式会社オリエントコーポレーションによる 当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社オリエントコーポレーション（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の当該意見の表明に係る取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手續（以下、「本取引」といいます。）を経て当社を完全子会社とすることを企図していること、及び当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

名称	株式会社オリエントコーポレーション	
所在地	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齋藤 雅之	
事業内容	信販業	
資本金	150,000 百万円（平成23年6月30日現在）	
設立年月日	昭和26年3月15日	
大株主及び持株比率 (平成23年3月31日現在)	株式会社みずほコーポレート銀行	32.51%
	伊藤忠商事株式会社	19.76%
	株式会社みずほ銀行	11.51%
	東京センチュリーリース株式会社	1.39%
	新菱冷熱工業株式会社	0.91%
	富士通株式会社	0.80%
	清和綜合建物株式会社	0.79%
	中央不動産株式会社	0.79%

	日本土地建物株式会社	0.79%
	オリエンテーションコーポレーション社員持株会	0.74%
当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者は、当社普通株式を 28,419 千株（当社の発行済株式総数 50,020 千株に対する保有株式数の割合にして 56.82%）直接保有するとともに、当社普通株式を 5,622 千株（当社の発行済株式総数 50,020 千株に対する保有株式数の割合にして 11.24%）間接保有しております（平成 23 年 10 月 28 日現在）。	
人的関係	当社取締役の 1 名（森本敏彦氏）は、公開買付者の従業員です。 当社監査役の 1 名（奥平眞康氏）は、公開買付者と委嘱契約を締結しており、当社監査役の 1 名（木村佳照氏）は、公開買付者の従業員です。	
取引関係	当社は、親会社である公開買付者の企業集団に属し、業務受託事業、リセール事業、パーキング事業において一般取引先と同等の適正な取引関係にあります。具体的には、業務受託契約に基づき当社が業務代行業務を受託しております。また、当社保有の割賦売掛金について、公開買付者が保証を行っております。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は当社の親会社であり、関連当事者に該当いたします。	

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 23 年 10 月 28 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付けについて、下記に記載の根拠及び理由に基づき賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の中の「利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社普通株式を 28,419 千株（当社が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 127 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（50,020 千株）に対する保有株式数の割合（以下、「保有割合」といい、その計算におい

て小数点以下第三位を四捨五入しております。) : 56.82%) 保有するとともに、いずれも公開買付者の完全子会社である株式会社オリエント総合研究所(以下、「オリエント総合研究所」といいます。)、株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ(以下、「オリコビジネス&コミュニケーションズ」といいます。)、株式会社オリコエステート(以下、「オリコエステート」といいます。)、株式会社スタッフオリコ(以下、「スタッフオリコ」といいます。)、株式会社システムオリコ(以下、「システムオリコ」といいます。)、株式会社ビジネスオリコ(以下、「ビジネスオリコ」といいます。)、株式会社ホロニック(以下、「ホロニック」といいます。)及び株式会社オリコプロパティ(以下、「オリコプロパティ」といいます。)を通じてそれぞれ2,600千株(保有割合:5.20%)、1,000千株(保有割合:2.00%)、550千株(保有割合:1.10%)、380千株(保有割合:0.76%)、290千株(保有割合:0.58%)、280千株(保有割合:0.56%)、272千株(保有割合:0.54%)及び250千株(保有割合:0.50%)保有しております。公開買付者、オリエント総合研究所、オリコビジネス&コミュニケーションズ、オリコエステート、スタッフオリコ、システムオリコ、ビジネスオリコ、ホロニック及びオリコプロパティの9社合計の保有株式数は34,041千株(保有割合:68.05%)であり、公開買付者は、当社を連結子会社としております。この度、公開買付者は、平成23年10月28日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て(公開買付者が既に保有している当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数(以下、「買付予定数」といいます。)について、その上限及び下限は設定されておりません。

また、公開買付者は、当社を自らの完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て(公開買付者が既に保有している当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるための一連の процедуруを実施する予定であるとのことです。本取引が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手續を経て上場廃止となります。

本公開買付けの実施が決定されるに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、業界トップシェアを誇るオートローンなどの個品割賦事業、クレジットカード事業、銀行保証事業を中核とする総合個人金融会社です。

平成19年度には、中期経営計画を策定し、お客さまの分割ニーズ、決済ニーズに対して最高の金融サービスを提供するとともに、その豊かな人生の実現に貢献する社会的存在意義の高い会社をめざし、ビジネスモデルの抜本的改革に取り組み、収益力強化及び経営効率化に注力しております。

また、平成17年2月に伊藤忠商事株式会社の、平成22年9月には株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となり、「銀行」と「商社」という二つのグループに属する金融会社として、その特性を最大限に発揮し、更なる企業価値の向上に努めて

いるところです。

一方、当社は、大正8年3月に大鳥織布株式会社として設立され、織布販売事業の操業を開始いたしました。我が国の繊維産業の成長とともに発展・拡大をし、昭和37年には大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。第1次石油ショック後は、繊維業界の構造的な不況要因を克服すべく、住宅開発事業等の非繊維分野に事業を展開する中で、割賦事業を通じて住宅開発関連企業と幅広く提携関係にあり、全国的営業拠点を有する公開買付者との提携が当社の業績進展に大きく資するとの判断により、平成2年3月に公開買付者に対する第三者割当増資を実施したことに伴い公開買付者グループに加入いたしました。

以降、繊維、住宅開発に加え、新規事業領域への果敢な取組みにより収益基盤の強化を図ってまいりました。具体的には、平成9年4月からは公開買付者からの受託業務をメインとするクレジット周辺業務受託を開始、平成19年4月には事業譲受によりパーキング事業に参入、また同年同月には株式会社甲南チケットを買収しリセール事業を拡大し、さらに平成21年3月には日本ホテルファンド株式会社を買収しファクタリング事業に参入しております。現在は、公開買付者の主要な連結子会社として、業務受託事業、パーキング事業、リセール事業、ファクタリング事業等を主な柱とし、各事業間のシナジー効果を実現すべく、各事業間の連携を図っております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は急速に変化を続けており、ビジネスモデルの変化による業務受託事業の受託減、衣料品の低価格化による繊維事業の縮小等を他事業の強化によりカバーしきれず、また、販売用不動産の評価損を計上したことなどから、当社は、平成23年3月期連結会計年度において359百万円の営業損失を計上し、2期連続で営業損失を計上しております。また、当社は、固定資産売却損及び事業撤退損を特別損失に計上し460百万円の当期純損失を計上したことから、3期連続で当期純損失を計上しております。平成24年3月期においても、東日本大震災の影響によるファクタリング事業における旅行クーポンの取扱減少等、引き続き事業環境は厳しく、営業損失を計上することが見込まれており、収益体質の改善が急務となっております。なお、当社は、平成23年10月28日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成24年3月期の連結業績予想の修正を行っております。

このような状況を解消すべく、当社は収益力の強化を図るため、全社的なコスト削減、リセール事業の店舗別採算の検証による収益性向上等、様々な施策に取り組んでおりますが、先行き不透明な経済状況や今後の競争環境次第によっては、当社単独では当該状況の解消が困難になる可能性もあります。

以上のような状況認識に基づき、公開買付者と当社は、当社の属する業界を取り巻く厳しい環境下において当社の業績基盤の改善を図るとともに、公開買付者グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することにつき平成23年9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、公開買付者は、当社にとっては、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な視点に立脚して抜本的に事業内容を見直すことが必要であり、公開買付者の完全子会社とした上で、当社のコア事業とノンコア事業を明確化し、公開買付者グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れ

た検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、当社の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、平成23年10月28日に本公開買付けを含む本取引を実施することを決定したとのことです。

また、公開買付者にとりましても、当社の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体として管理・間接部門のコスト削減効果も期待できるとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付け後の具体的な当社の経営方針及び事業内容の見直しについては、当社の完全子会社化を実施後に当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

また、当社は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載した、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）から取得した当社の株式価値に関する算定書、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言並びに支配株主である公開買付者との間に利害関係を有しない当社独立役員による、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の意見その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値の最大化に寄与するとともに、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は妥当で、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上から、当社は、平成23年10月28日開催の取締役会において、公開買付者が当社を完全子会社化することを目的とした本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社は、平成23年7月29日付「平成24年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表しているとおり、平成24年3月期の期末配当を行う予定はありません。

### （3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は、公開買付者の連結子会社であり、また、当社の取締役のうち1名が公開買付者の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるKPMGに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年10月27日付でKPMGから株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

第三者算定機関であるKPMGは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。当社は、KPMGの経験・実績を評価するとともに、上記のとおり、KPMGが公開買付者及び当社から独立した立場にあることを踏まえた上で、KPMGに対して上記株式価値算定書の提出を依頼しました。

KPMGは、株式価値の算定にあたり、当社から当社の事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しております。

当該株式価値算定書においては、当社が継続企業であるとの前提の下、以下の理由から株式市価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して当社の株式価値を算定しており、上記各手法に基づき算定された当社普通株式1株当たりの株式価値のレンジは以下のとおりです。

（ ）株式市価法

株式市価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。株式市価法では、平成23年10月26日を評価基準日として、当社普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値平均値（それぞれ35円（小数点以下四捨五入）、38円（小数点以下四捨五入）、及び41円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、当社普通株式1株当たりの株式価値を35円から41円と算定しております。

（ ）DCF法

DCF法は、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを株式価値算定の基礎とするため、当社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であると考え、採用しております。

公開買付者による具体的な事業内容の見直しについては、当社の完全子会社化を実施後に検討していく考えであることから、DCF法では、当社が直近までの業績の動向を考慮した上で作成した事業計画（ ）を基にして、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによってスタンダードベースの株式価値を評価した上で、本公開買付けの実行により将来的に実行可能と考えられる上場維持コスト削減による効果を考慮することにより、当社普通株式1株当たりの株式価値を57円から86円と算定しております。

なお、本算定においては、平成23年10月28日に当社より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成24年3月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

( ) 当社が、KPMG及び下記のとおり公開買付者における独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」といいます。)に提出したDCF法による算定の際に前提となる当社の事業計画は、平成24年3月期乃至平成28年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれます。これは、平成25年3月期において、経済環境の好転に加えて、当社の既存事業における営業施策を織り込み、前年度の赤字が黒字に転換することを見込んでいることによるものであり、特異な要因を見込んでいるものではありません。

#### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び本公開買付価格の決定

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関であるみずほ証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年10月27日付で株式価値算定書を取得して、その参考としているとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

みずほ証券は、公開買付者の関連当事者に該当しますが、公開買付者は、みずほ証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券における当社の株式価値の算定を実施する部署との間で情報の遮断がされていること、公開買付者とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため算定機関としての独立性が確保されていることを踏まえた上で、みずほ証券に対して上記株式価値算定書の提出を依頼したとのことです。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

#### ( ) 市場株価基準法

平成23年10月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値(35円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(35円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(38円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(41円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を35円から41円と算定しております。

#### ( ) DCF法

当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を58円から89円と算定して

おります。

また、本算定においては、平成23年10月28日に当社より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成24年3月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

公開買付者は、上記の株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社の株式の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に当社普通株式が上場廃止になることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成23年10月28日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を62円とすることに決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格62円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月27日の当社普通株式の大阪証券取引所市場第二部における終値（35円）に約77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年9月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（35円。小数点以下を四捨五入。終値単純平均の算出において、以下同じとします。）に約77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成23年7月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（38円）に約63.16%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年4月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（41円）に約51.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けております。

#### 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成23年10月27日、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない当社の社外監査役の高津浩幸氏及び正坊地雅彦氏（両氏とも、当社の社外監査役であるほか、当社及び公開買付者との間に現在及び過去において取引関係は一切なく、大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されています。）から、本公開買付けを含む本取引について、その目的が正当と認められること、本公開買付けを含む本取引に関する交渉過程その他の手続が適正と認められること、本公開買付け価格が公正と認められること等から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の意見（以下、「本意見」といいます。）を入手しております。

#### 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、KPMGから取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討して参りました。その結果、本公開買付けは当社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年10月28日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社の取締役のうち公開買付者の従業員を兼務している森本敏彦氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加しておりません。また、上記と同様の観点から、森本敏彦氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名（うち社外監査役4名）中、出席監査役2名）はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち公開買付者と委嘱契約を締結している奥平眞康氏及び公開買付者の従業員を兼務している木村佳照氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

法令の定めによれば、公開買付けにおける最短の買付け等の期間は20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を、30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

さらに、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触等することを制限するような内容の合意を行っておりません。公開買付者は、このように上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

#### （４）上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続

を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後下記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載したところに従い、公開買付者は当社の発行済株式の全て(当社の保有する自己株式を除きます。)を保有することを企図しているとのことです。その場合には当社普通株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

(5) 上場廃止を目的とする本公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付けを含む本取引により、当社普通株式は上場廃止となります。当社においては、抜本的な事業再構築を実現することにより業績基盤を改善することが最優先で取り組むべき課題とされておりますが、そのような状況下では、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、両社がより緊密な協力体制を構築し、当社において機動的かつ迅速な意思決定をなす組織体制を構築することが当社の経営基盤を安定させ、さらなる成長を実現する最善策であり、当社の企業価値の最大化に寄与するものであると判断いたしました。また、当社は、本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。以上の判断を前提に、当社は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、公開買付者は、当社の株主の皆様を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるための一連の手続きを実施することを当社に要請する予定であるとのことです。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の中の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を完全子会社とする方針であり、本取引により、当社の発行済株式の全て(公開買付者が既に保有している当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得する予定です。

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て(公開買付者が既に保有している当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を保有することになるよう、以下の一連の手続きを行うことを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの完了後、公開買付者は、当社が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを

内容とする定款の一部変更を行うこと、 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び 全部取得条項が付された当社の普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。

また、本臨時株主総会において上記 の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記 に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記 の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定であるとのことです。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却の結果、当該株主の皆様に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して交付しなければならない当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。この他、当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類当社の株式の上場申請は行われたい予定であるとのことです。

公開買付者は、原則として平成 24 年 2 月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しているとのことです。本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、当社が、公開買付者と協議の

上、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、( )上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、( )上記の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。)の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による当社普通株式の保有状況又は公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社普通株式の保有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更される可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなることを予定しており、その場合に当該公開買付者以外の当社の株主の皆様に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付け価格に当該株主の皆様が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。この場合における具体的な手続については、当社と協議の上、決定次第速やかに開示するとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続に関する税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (7) その他

当社は、平成 23 年 10 月 28 日に平成 24 年 3 月期の業績予想の修正を公表しております。詳細につきましては、同日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間中に平成 24 年 3 月期(第 52 期)第 2 四半期報告書を提出する予定であり、当社は、公開買付期間中に平成 24 年 3 月期(第 127 期)第 2 四半期報告書を提出する予定です。

### 3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記「2.(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の中の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者の完全子会社であるオリエント総合研究所、オリコビジネス&コミュニケーションズ、オリコエステート、スタッフオリコ、システムオリコ、ビジネスオリコ、ホロニック及びオリコプロパティは、それぞれ2,600千株(保有割合:5.20%)、1,000千株(保有割合:2.00%)、550千株(保有割合:1.10%)、380千株(保有割合:0.76%)

290千株（保有割合：0.58%）、280千株（保有割合：0.56%）、272千株（保有割合：0.54%）及び250千株（保有割合：0.50%）の当社普通株式を保有しておりますが、公開買付者は、本日現在、当該各完全子会社との間で本公開買付けへの応募に関する具体的な合意はしていないとのことです。ただし、公開買付者は、上記各完全子会社に対して、その保有する当社普通株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

4．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8．今後の見通し

（１）本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「2．（6）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（２）今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきまして、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9．支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主であり、本公開買付けは、当社にとって、支配株主との取引等に該当いたします。当社では、経営に関する重要事項の判断は、あくまでも当社の取締役会にて意思決定しており、経営上の独立性を確保しております。また、当社は、平成23年10月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「株式会社オリエントコーポレーションおよび同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持」する旨を定め、「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」としております。

当社は、上記「2．（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保することを企図し、利益相反を回避するための措置を講じており、当該措置は上記指針に適合していると考えております。

また、当社は、上記「2．（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相

反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載のとおり、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない当社の独立役員である社外監査役2名から、本公開買付けを含む本取引について、その目的が正当と認められること、本公開買付けを含む本取引に関する交渉過程その他の手続が適正と認められること、本公開買付け価格が公正と認められること等から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しております。

以 上

(参考) 買付け等の概要 (別添)

公開買付者が本日公表した添付資料「当社子会社である株式会社オートリ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。



平成 23 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社オリエントコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 雅之  
(コード：8585)  
問合せ先 経営企画部長 古賀 正弘  
(TEL . 03 - 5877 - 1111)

## 当社上場子会社である株式会社オートリ株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 10 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり当社上場子会社である株式会社オートリ（コード番号：3411 大阪証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者普通株式を 28,419 千株（対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 127 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（50,020 千株）に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：56.82%）保有するとともに、いずれも当社の完全子会社である株式会社オリエント総合研究所（以下「オリエント総合研究所」といいます。）株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ（以下「オリコビジネス&コミュニケーションズ」といいます。）株式会社オリコエステート（以下「オリコエステート」といいます。）株式会社スタッフオリコ（以下「スタッフオリコ」といいます。）株式会社システムオリコ（以下「システムオリコ」といいます。）株式会社ビジネスオリコ（以下「ビジネスオリコ」といいます。）株式会社ホロニック（以下「ホロニック」といいます。）及び株式会社オリコプロパティ（以下「オリコプロパティ」といいます。）を通じてそれぞれ 2,600 千株（保有割合：5.20%）、1,000 千株（保有割合：2.00%）、550 千株（保有割合：1.10%）、380 千株（保有割合：0.76%）、290 千株（保有割合：0.58%）、280 千株（保有割合：0.56%）、272 千株（保有割合：0.54%）及び 250 千株（保有割合：0.50%）保有しております。当社、オリエント総合研究所、オリコビジネス&コミュニケーションズ、オリコエステート、スタッフオリコ、システムオリコ、ビジネスオリコ、ホロニック及びオリコプロパティの 9 社会計の保有株式数は 34,041 千株（保有割合：68.05%）であり、当社は対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 23 年 10 月 28 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（当社が既に保有している対象者株式及び対

象者が保有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定いたしません。

また、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるための一連の手續(以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。)を実施する予定です。本取引が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手續を経て上場廃止となります。

なお、平成23年10月28日に対象者が公表した「支配株主である株式会社オリエントコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼して、株式価値算定書を取得し、また、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのこと。そして、対象者取締役会は、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMGから取得した株式価値算定書、「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、並びに「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載の対象者の独立役員である社外監査役の高津浩幸氏及び正坊地雅彦氏から取得した意見の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討してきたとのこと。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年10月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した、利害関係を有しない取締役(取締役5名中、出席取締役4名)の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。そして、かかる取締役会に出席した、利害関係を有しない監査役(監査役4名(うち社外監査役4名)中、出席監査役2名)はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、業界トップシェアを誇るオートローンなどの個品割賦事業、クレジットカード事業、銀行保証事業を中核とする総合個人金融会社です。

平成 19 年度には、中期経営計画を策定し、お客さまの分割ニーズ、決済ニーズに対して最高の金融サービスを提供するとともに、その豊かな人生の実現に貢献する社会的存在意義の高い会社をめざし、ビジネスモデルの抜本的改革に取り組み、収益力強化及び経営効率化に注力しております。

また、平成 17 年 2 月に伊藤忠商事株式会社の、平成 22 年 9 月には株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となり、「銀行」と「商社」という二つのグループに属する金融会社として、その特性を最大限に発揮し、更なる企業価値の向上に努めているところです。

一方、対象者は、大正 8 年 3 月に大鳥織布株式会社として設立され、織布販売事業の操業を開始いたしました。我が国の繊維産業の成長とともに発展・拡大をし、昭和 37 年には大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。第 1 次石油ショック後は、繊維業界の構造的な不況要因を克服すべく、住宅開発事業等の非繊維分野に事業を展開する中で、割賦事業を通じて住宅開発関連企業と幅広く提携関係にあり、全国的営業拠点を有する当社との提携が対象者の業績進展に大きく資するとの判断により、平成 2 年 3 月に当社に対する第三者割当増資を実施したことに伴い当社グループに加入いたしました。

以降、繊維、住宅開発に加え、新規事業領域への果敢な取組みにより収益基盤の強化を図ってまいりました。具体的には、平成 9 年 4 月からは当社からの受託業務をメインとするクレジット周辺業務受託を開始、平成 19 年 4 月には事業譲受によりパーキング事業に参入、また同年同月には株式会社甲南チケットを買収しリセール事業を拡大し、さらに平成 21 年 3 月には日本ホテルファンド株式会社を買収しファクタリング事業に参入しております。現在は、当社の主要な連結子会社として、業務受託事業、パーキング事業、リセール事業、ファクタリング事業等を主な柱とし、各事業間のシナジー効果を実現すべく、各事業間の連携を図っております。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境は急速に変化を続けており、ビジネスモデルの変化による業務受託事業の受託減、衣料品の低価格化による繊維事業の縮小等を他事業の強化によりカバーしきれず、また、販売用不動産の評価損を計上したことなどから、対象者は平成 23 年 3 月期連結会計年度において 359 百万円の営業損失を計上し、2 期連続で営業損失を計上しております。また、対象者は、固定資産売却損及び事業撤退損を特別損失に計上し 460 百万円の当期純損失を計上したことから 3 期連続での当期純損失を計上しております。

平成 24 年 3 月期においても、東日本大震災の影響によるファクタリング事業における旅行クーポンの取扱減少等、引き続き事業環境は厳しく、営業損失を計上することが見込まれており、収益体質の改善が急務となっております。なお、対象者は平成 23 年 10 月 28 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成 24 年 3 月期の連結業績予想の修正を行っております。

このような状況を解消すべく、対象者は収益力の強化を図るため、全社的なコスト削減、リセール事業の店舗別採算の検証による収益性向上等、様々な施策に取り組んでおりますが、先行き不透明な経済状況や今後の競争環境次第によっては、対象者単独では当該状況の解消が困難になる可能性もあります。

以上のような状況認識に基づき、当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することにつき平成 23 年 9 月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な視点に立脚して抜本的に事業内容を見直すことが必要であり、当社の完全子会社とした上で、対象者のコア事業とノンコア事業を明確化し、当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、平成 23 年 10 月 28 日に本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

また、当社にとりましても、対象者の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体として管理・間接部門のコスト削減効果も期待できるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち 1 名が当社の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

#### 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 10 月 27 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、当社の関連当事者に該当しますが、当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券における対象者の株式価値の算定を実施する部署との間で情報の遮断がされていること、当社と

みずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため算定機関としての独立性が確保されていることを踏まえた上で、みずほ証券に対して上記株式価値算定書の提出を依頼しました。

みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(a) 市場株価基準法

平成 23 年 10 月 26 日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（35 円）、過去 1 ヶ月の終値の単純平均値（35 円（小数点以下四捨五入））、過去 3 ヶ月の終値の単純平均値（38 円（小数点以下四捨五入））及び過去 6 ヶ月の終値の単純平均値（41 円（小数点以下四捨五入））をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 35 円から 41 円と算定しております。

(b) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 3 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 58 円から 89 円と算定しております。

また、本算定においては、平成 23 年 10 月 28 日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 24 年 3 月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成 23 年 10 月 28 日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を 62 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格 62 円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 10 月 27 日の対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における終値（35 円）に約 77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 9 月 28 日から平成 23 年 10 月 27 日まで）の終値単純平均（35 円。小数点以下を四捨五入。終値単純平均の算出において、以下同じとします。）に約 77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 7 月 28 日から平成 23 年 10 月 27 日まで）の終値単純平均（38 円）に約 63.16%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 4 月 28 日から平成 23 年 10 月 27 日まで）の

終値単純平均（41 円）に約 51.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である KPMG に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 10 月 27 日付で KPMG から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMG から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

第三者算定機関である KPMG は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。対象者は、KPMG の経験・実績を評価するとともに、上記のとおり KPMG が当社及び対象者から独立した立場にあることを踏まえた上で、KPMG に対して上記株式価値算定書の提出を依頼したとのことです。

KPMG による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであったとのことです。

KPMG は、株式価値の算定にあたり、対象者から対象者の事業の現況及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。

当該株式価値算定書においては、対象者が継続企業であるとの前提の下、以下の理由から株式市価法及び DCF 法を採用して対象者の株式価値を算定しており、上記各手法に基づき算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値のレンジは以下のとおりであったとのことです。

#### (a) 株式市価法

株式市価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な手法であると考え、採用したとのことです。株式市価法では、平成 23 年 10 月 26 日を評価基準日として、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における終値平均値（それぞれ 35 円（小数点以下四捨五入）38 円（小数点以下四捨五入）及び 41 円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 35 円から 41 円と算定したとのことです。

#### (b) DCF 法

DCF 法は、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを株式価値算定の基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であると考え、採用したとのことです。

当社による具体的な事業内容の見直しについては、対象者の完全子会社化を実施後に検討していく考えであることから、DCF 法では、対象者が直近までの業績の動向を考慮した上で作成した事業計画（ ）を基にして、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによってスタンドアロンベースの株式価値を評価した上で、本公開買付けの実

行により将来的に実行可能と考えられる上場維持コスト削減による効果を考慮することにより、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 57 円から 86 円と算定したとのことです。

なお、本算定においては、平成 23 年 10 月 28 日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 24 年 3 月期の連結業績予想の内容を考慮しているとのことです。

( ) 対象者が、KPMG 及びみずほ証券に提出した DCF 法による算定の際に前提となる対象者の事業計画は、平成 24 年 3 月期乃至平成 28 年 3 月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは、平成 25 年 3 月期において、経済環境の好転に加えて、対象者の既存事業における営業施策を織り込み、前年度の赤字が黒字に転換することを見込んでいることによるものであり、特異な要因を見込んでいるものではないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

#### 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 23 年 10 月 27 日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の独立役員である社外監査役の高津浩幸氏及び正坊地雅彦氏（両氏とも、対象者の社外監査役であるほか、当社及び対象者との間に現在及び過去において取引関係は一切なく、大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されているとのことです。）から、本公開買付けを含む本取引について、その目的が正当と認められること、本公開買付けを含む本取引に関する交渉過程その他の手続が適正と認められること、本公開買付け価格が公正と認められること等から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しているとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、KPMG から取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本公開買付けは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥

当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 23 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 5 名中、出席取締役 4 名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち当社の従業員を兼務している森本敏彦氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、森本敏彦氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。そして、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名（うち社外監査役 4 名）中、出席監査役 2 名）はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社と委嘱契約を締結している奥平眞康氏及び当社の従業員を兼務している木村佳照氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

法令の定めによれば、公開買付けにおける最短の買付け等の期間は 20 営業日であるところ、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、30 営業日に設定しております。当社は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。当社は、このように上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とする方針であり、本取引により、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全て（当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの完了後、当社は、対象者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、対象

者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類対象者の株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を当社の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。その他、対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

当社は、原則として平成24年2月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定していますが、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者が、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことがで

きる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者の株式の保有状況又は当社以外を対象者の株主による対象者の株式の保有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなることを予定しており、その場合に当社以外を対象者の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付け価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の完全子会社であるオリエント総合研究所、オリコビジネス&コミュニケーションズ、オリコエステート、スタッフオリコ、システムオリコ、ビジネスオリコ、ホロニック及びオリコプロパティは、それぞれ2,600千株(保有割合:5.20%)、1,000千株(保有割合:2.00%)、550千株(保有割合:1.10%)、380千株(保有割合:0.76%)、290千株(保有割合:0.58%)、280千株(保有割合:0.56%)、272千株(保有割合:0.54%)及び250千株(保有割合:0.50%)の対象者普通株式を保有しておりますが、当社は、現在、当該各完全子会社との間で本公開買付けへの応募に関する具体的な合意はしておりません。ただし、当社は、上記各完全子会社に対して、その保有する対象者普通株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

名 称	株式会社オートリ	
所在地	大阪市中央区本町3丁目5番7号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江藤 克己	
事業内容	業務受託事業、パーキング事業、リセール事業、ファクタリング事業、その他事業	
資本金	6,064,688 千円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	
設立年月日	大正 8 年 3 月 10 日	
大株主及び持株比率 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	株式会社オリエントコーポレーション	56.82 %
	株式会社オリエント総合研究所	5.20 %
	株式会社みずほコーポレート銀行	4.80 %
	株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ	2.00 %
	株式会社オリコエステート	1.10 %
	スタッフオリコ株式会社	0.76 %
	大阪証券金融株式会社	0.68 %
	ジェイコムホールディングス株式会社	0.60 %
	伊藤忠商事株式会社	0.60 %
	日本土地建物株式会社	0.60 %
	株式会社センカ・コミュニケーションズ	0.60 %
	公開買付者と対象者の関係 (平成 23 年 10 月 28 日現在)	資本関係
人的関係		対象者取締役の 1 名 (森本敏彦氏) は、当社の従業員です。 対象者監査役の 1 名 (奥平眞康氏) は、当社と委嘱契約を締結しており、対象者監査役の 1 名 (木村佳照氏) は、当社の従業員です。
取引関係		対象者は、親会社である当社の企業集団に属し、業務受託事業、リセール事業、パーキング事業において一般取引先と同等の適正な取引関係にあります。具体的には、業務受託契約に基づき対象者が業務代行業務を受託しております。また、対象者保有の割賦売掛金について、当社が保証を行っております。
関連当事者への該当状況		対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「大株主及び持株比率(平成 23 年 3 月 31 日現在)」における持株比率の記載は対象者の発行済株式総数に対する保有株式数の割合を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 日程等

日程

取締役会決議	平成23年10月28日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成23年10月31日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成23年10月31日(月曜日)

届出当初の買付け等の期間

平成23年10月31日(月曜日)から平成23年12月13日(火曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき金62円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年10月27日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

みずほ証券は、当社の関連当事者に該当しますが、当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券における対象者の株式価値の算定を実施する部署との間で情報の遮断がされていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため算定機関としての独立性が確保されていることを踏まえた上で、みずほ証券に対して上記株式価値算定書の提出を依頼しました。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(a) 市場株価基準法

平成23年10月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値(35円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(35円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(38円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(41円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を35円から41円と算定しております。

(b) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を58円から89円と算定しております。

また、本算定においては、平成23年10月28日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成24年3月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成23年10月28日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を62円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格62円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月27日の対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における終値（35円）に約77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年9月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（35円）に約77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成23年7月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（38円）に約63.16%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年4月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（41円）に約51.22%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

#### 算定の経緯

（買付け価格の決定に至る経緯について）

当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することにつき平成23年9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社は、対象者の業績基盤の改善を図るためには、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な視点に立脚して、抜本的な事業の再構築に取り組める経営体制を構築することが必要であり、対象者を当社の完全子会社とすることが最適であると判断し、平成23年10月28日に本公開買付けを含む本取引を実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

（算定の際に意見を聴取した第三者の名称）

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年10月27日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、

みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

みずほ証券は、当社の関連当事者に該当しますが、当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券における対象者の株式価値の算定を実施する部署との間で情報の遮断がされていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため算定機関としての独立性が確保されていることを踏まえた上で、みずほ証券に対して上記株式価値算定書の提出を依頼しました。

#### （意見の概要）

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

##### （a）市場株価基準法

平成23年10月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（35円）、過去1ヶ月の終値の単純平均値（35円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月の終値の単純平均値（38円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（41円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を35円から41円と算定しております。

##### （b）DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を58円から89円と算定しております。

また、本算定においては、平成23年10月28日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成24年3月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

#### （第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯）

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成23年10月28日開催の取締役会にて最終的に本公開買付価格を62円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格62円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月27日の対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における終値（35円）に約77.14%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成23年9月28日から平成23年10月27日まで）の終値単純平均（35円）に約77.14%（小数点以下

第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年7月28日から平成23年10月27日まで)の終値単純平均(38円)に約63.16%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年4月28日から平成23年10月27日まで)の終値単純平均(41円)に約51.22%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

( ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMGに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年10月27日付でKPMGから株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

第三者算定機関であるKPMGは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。対象者は、KPMGの経験・実績を評価するとともに、上記のとおりKPMGが当社及び対象者から独立した立場にあることを踏まえた上で、KPMGに対して上記株式価値算定書の提出を依頼したとのことです。

KPMGによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであったとのことです。

KPMGは、株式価値の算定にあたり、対象者から対象者の事業の現況及び将来の事業計画等の資料を取得してその説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。

当該株式価値算定書においては、対象者が継続企業であるとの前提の下、以下の理由から株式市価法及びDCF法を採用して対象者の株式価値を算定しており、上記各手法に基づき算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値のレンジは以下のとおりであったとのことです。

(a) 株式市価法

株式市価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な手法であると考え、採用したとのことです。株式市価法では、平成23年10月26日を評価基準日として、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値平均値(それぞれ35円(小数点以下四捨五入)、38円(小数点以下四捨五入)、及び41円(小数点以下四捨五入))を分析した上で、対象者普通株式1株当たりの株式価値を35円から41円と算定したとのことです。

(b) DCF法

DCF法は、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを株式価値算定の基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であると考え、採用したとのことです。

当社による具体的な事業内容の見直しについては、対象者の完全子会社化を実施後に検討していく考えであることから、DCF法では、対象者が直近までの業績の動向を考慮した上で作成した事業計画（ ）を基にして、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによってスタンドアロンベースの株式価値を評価した上で、本公開買付けの実行により将来的に実行可能と考えられる上場維持コスト削減による効果を考慮することにより、対象者普通株式1株当たりの株式価値を57円から86円と算定したとのことです。

なお、本算定においては、平成23年10月28日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成24年3月期の連結業績予想の内容を考慮しているとのことです。

( )対象者が、KPMG及びみずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる対象者の事業計画は、平成24年3月期乃至平成28年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは、平成25年3月期において、経済環境の好転に加えて、対象者の既存事業における営業施策を織り込み、前年度の赤字が黒字に転換することを見込んでいることによるものであり、特異な要因を見込んでいるものではないとのことです。

( ) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

( ) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年10月27日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の独立役員である社外監査役の高津浩幸氏及び正坊地雅彦氏（両氏とも、対象者の社外監査役であるほか、当社及び対象者との間に現在及び過去において取引関係は一切なく、大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されているとのことです。）から、本公開買付けを含む本取引について、その目的が正当と認められること、本公開買付けを含む本取引に関する交渉過程その他の手続が適正と認められること、本公開買付け価格が公正と認められること等から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。

( ) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、KPMGから取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本公開買付けは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年10月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち当社の従業員を兼務している森本敏彦氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、森本敏彦氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。そして、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名（うち社外監査役4名）中、出席監査役2名）はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社と委嘱契約を締結している奥平眞康氏及び当社の従業員を兼務している木村佳照氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

( ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

法令の定めによれば、公開買付けにおける最短の買付け等の期間は20営業日であるところ、当社は、本公開買付けにおける公開買付け期間を、30営業日に設定しております。当社は、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。当社は、このように上記公開買付け期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社の関連当事者に該当しますが、当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及

び株式会社みずほコーポレート銀行とみずほ証券における対象者の株式価値の算定を実施する部署との間で情報の遮断がされていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため算定機関としての独立性が確保されていることを踏まえた上で、みずほ証券に対して上記株式価値算定書の提出を依頼しました。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,587,257 (株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の数の最大の数を記載しております。当該最大の数は、対象者が平成23年8月12日に提出した第127期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(50,020,000株)から、対象者が平成23年7月29日に公表した平成24年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(13,743株)及び本日現在における公開買付者が保有する株式数(28,419,000株)を控除した株式数(21,587,257株)です。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	28,419 個	(買付け等前における株券等所有割合 56.83 %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,922 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.84 %)
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,587 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00 %)
対象者の総株主等の議決権の数	49,933 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,587,257株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等(対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有株式

(対象者の保有する自己株式を除きます。)についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年8月12日に提出した第127期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(50,020,000株)から、対象者が平成23年7月29日に公表した平成24年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(13,743株)を控除した株式数(50,006,257株)に係る議決権の数(50,006個)を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(8) 買付代金 1,338 百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,587,257株)に、1株当たりの買付価格(62円)を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

決済の開始日

平成23年12月20日(火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

下記(10)「その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた直前時の状態に戻すことにより返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「（9）決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

#### (11) 公開買付開始公告日

平成 23 年 10 月 31 日（月曜日）

#### (12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが、当社の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMGに対し、対象者の株式価値の算定を依頼して、株式価値算定書を取得し、また、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。そして、対象者取締役会は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMGから取得した株式価値算定書、「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、並びに「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載の対象者の独立役員である社外監査役の高津浩幸氏及び正坊地雅彦氏から取得した意見の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成23年10月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した、利害関係を有しない取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。そして、かかる取締役会に出席した、利害関係を有しない監査役（監査役4名（うち社外監査役4名）中、出席監査役2名）はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成23年10月28日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(対象者平成23年10月28日公表)

平成24年3月期第2四半期(累計)連結業績予想数値の修正(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	15,923	22	22	14	0.28
今回修正予想(B)	13,918	75	97	104	2.10
増減額(B - A)	2,005	53	75	118	
増減率(%)	12.5				
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)	15,087	122	136	148	2.96

平成24年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	32,501	14	21	5	0.09
今回修正予想(B)	29,652	150	184	241	4.82
増減額(B - A)	2,849	136	163	246	
増減率(%)	8.7				
(ご参考)前期実績 (平成23年3月期)	30,770	359	394	460	9.20

平成24年3月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	6,822	63	46	0	0.01
今回修正予想（B）	5,802	104	89	92	1.85
増減額（B - A）	1,020	41	43	92	
増減率（％）	14.9				
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成23年3月期第2四半期）	7,426	153	147	151	3.04

平成24年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	14,020	94	67	4	0.08
今回修正予想（B）	12,836	215	193	220	4.40
増減額（B - A）	1,184	121	126	224	
増減率（％）	8.4				
（ご参考）前期実績 （平成23年3月期）	14,877	399	396	435	8.71

修正の理由

平成24年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想につきましては、業務受託事業における放送受信料金収納業務の営業不振、パーキング事業における新規駐車場の開設遅れ、リセール事業におきましては甲南チケットの一部不採算店について閉鎖に伴う費用を計上いたしました。

また、ファクタリング事業におきましては、東日本大震災の発生に伴い旅行需要が大きく減退したことから、旅行債権のファクタリング取扱量が減少いたしました。

以上のようなことから売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益ともに前回発表を下回る結果となりました。

上記に加え、ファクタリング事業における一部債権について取立不能のおそれが発生したことから、当連結会計年度において特別損失として処理を予定することといたしました。

これらに伴い、第2四半期連結業績予想を修正し、あわせて通期業績予想につきましても修正するものであります。

個別の第2四半期累計期間ならびに通期業績予想につきましても同様の理由から修正するものであります。

以上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第31項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、株式会社オートの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。